

トピック

2

RPS 問題

**RPS 法評価検討小委員会・報告書（案）に
CASA の意見を提出**

早川光俊（CASA 専務理事）

RPS 法はその附則で、「施工後 3 年を経過した時点で、法律の規定に検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講じる」としており、この附則に基づいて、2005 年 10 月から総合資源エネルギー調査会の RPS 法評価検討小委員会で検討が行われ、その「報告書案」に対するパブリックコメントが実施されました。CASA の意見の要旨は以下のとおりです。

1 RPS 法の目的に、「気候変動防止」を明記すること

気候変動は急速に進んでおり、気候変動に対処するには、省エネ対策とエネルギー転換しかない。気候変動を防止するためには、大幅な温室効果ガスの削減が必要であることを考えれば、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換が不可欠である。

法的に、気候変動防止を明記し、気候変動に対処することが再生可能エネルギー普及の主たる目的であることを明らかにすべきである。

2 固定価格買い取り制度を導入すべきである

残念ながら現在の RPS 法は再生可能エネルギー普及を促進するどころか、普及の障害になっている。RPS 法が施行されてから、太陽光発電設備も風力発電設備もかえって普及の伸び率が大幅に低下した。バイオマスについても、水力についても、新たな設備はほとんど導入されていない。

固定価格買取制が再生可能エネルギー普及に効果的であることは、ドイツなどの諸外国の例で証明されており、固定価格買取制度に移行すべきである。固定価格買取制度により、事業見通しが立てやすくなり、導入促進に資することが期待される。また、コスト回収をより確実にすることにもつながる。

3 現在の導入目標を大幅に引き上げるとともに、原則として長期の契約を義務づけるべきである

日本の RPS 法の目標は、RPS 制度を採用している諸外国やアメリカの諸州に比べても著しくその目標値が低く、2010 年の利用目標値の大幅な引き上げをしないと、再生可能エネルギーの普及は促進されない。現在の RPS 法の義務達成量は、2004 年度末の段階すでに 2007 年度目標を達成してしまっており、これは RPS 法の導入目標が低すぎたことを示している。RPS 制度を維持する場合でも、2006 年度から 2009 年度の義務量を引き上げて新規導入インセンティブを向上させるとともに、2010 年の利用目標値を大幅に引き上げるべきである。

4 再生可能エネルギー導入の短期目標とともに長期目標を設定する必要がある。長期目標は、気温上昇幅を工業化（1850 年頃）以前 2 °C未満に抑えることを目標に設定すべきである

気候変動の危険な影響を回避するためには、工業化（1850 年頃）からの地表平均気温の上昇を 2°C 未満に抑えることが必要といわれている。これを実現できる温室効果ガス濃度の安定化目標から、排出の削減の長期的な目標を定め、これに対応する再生可能エネルギー導入目標を設定することが求められる。長期目標が設定されることにより発電事業者は事業計画を立てやすくなるので、資本調達コスト（金利負担）が抑制され、発電原価が下がることが期待できる。

このパブリックコメントは CASA の HP で見ることができます。ご希望の方には郵送でも実費でお送りいたします。